

盛岡市公民館使用料減免基準

施行 平成 24 年 4 月 1 日市長決裁
一部改正 令和 4 年 9 月 29 日市長決裁

1 講堂等及び設備の基準

(1) 社会教育関係団体等が使用する場合

使用形態	使用団体等	減免率	備考
1 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用する時	(1) 社会教育活動運営費補助団体	免除	別表のとおり ※下部組織を含む
	(2) 社会教育関係団体	80%	教育長が承認した団体
2 コミュニティ団体等がコミュニティ活動のために使用する時	コミュニティ団体等	免除	市内の町内会等のほか、子ども食堂事業等を行う者
3 市内の公共的団体が市の行政に寄与する目的のために使用する時	市が委嘱している委員等で構成している団体	免除	
4 市、市教育委員会等の共催又は後援により使用する時	(1) 共催団体	免除	会場提供の条件のあるもの
	(2) 共催団体	50%	会場提供の条件のないもの
	(3) 特に認める後援団体	50%	会場使用料の減額条件があるもの
5 公民館の講座等終了後の育成団体が使用する時		免除	講座終了日の翌日から1年間 ※ この期間終了後は1の社会教育関係団体の扱いとする

(2) 障害者が使用する場合

使用形態	使用団体等	減免率	備考
1 障害者が個人で使用する時		免除	
2 障害者の福祉増進に資するものと市長が認めたものに使用する時		免除	1 障害者が参加することを目的とした集会等のために使用する時 2 使用する者の半数以上が障害者（介護者を含む）であるとき

(3) 小学校、中学校が教育課程として使用する場合

使用形態	使用団体等	減免率	備考
市立又は市内の国立若しくは私立の小中学校が教育課程として使用する時		免除	

別 表

- 1 盛岡市子ども会育成会連絡協議会
- 2 ボーイスカウト盛岡地区協議会
- 3 盛岡市少年指導員連絡協議会
- 4 盛岡市PTA連合会
- 5 盛岡市自治公民館連絡協議会
- 6 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会
- 7 盛岡芸術協会
- 8 盛岡ユネスコ協会
- 9 たまやま女性団体協議会